

平成29年度第3回（地独）栃木県立がんセンター及び
（地独）栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会次第

平成29年10月31日（火）

16:00～17:30

県庁本館6階 大会議室2

1 開 会

2 議 題

(1) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案について

(2) その他

3 閉 会

【配付資料】

資料1 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案の概要について

資料2 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案

資料3 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案と中期計画素案との比較

参考資料1 とちぎリハビリテーションセンター独法化を想定したスケジュール

参考資料2 独法化後の地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターのビジョンについて

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人
 栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
太田 照男	栃木県医師会 会長	副委員長
佐田 尚宏	自治医科大学附属病院 病院長	
高田 純子	公認会計士	
高橋 淑郎	日本大学商学部 教授	委員長
平田 幸一	獨協医科大学病院 病院長	
藤沼 千春	藤沼労務管理事務所キャリアコンサルタント 株式会社カンセキ 取締役	
渡邊 カヨ子	栃木県看護協会 会長	

* 敬称略 : 五十音順

* 任 期 : 2年(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター 中期計画素案の概要について

【中期計画について】（地方独立行政法人法第26条、第83条）

- ・ 知事が定めた中期目標を達成するために、地方独立行政法人が知事の認可を受けて作成する計画。
- ・ 知事は、あらかじめ地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て中期計画を認可する。

《主な内容》

第1 中期計画の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日（5年間）

下線部：独法後の新たな取組

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 質の高い医療の提供

- 専門的な医療の提供（専門的な回復期リハビリテーション医療の提供、障害児・障害者に対する専門医療の提供 等）
- 医療機能の充実（回復期リハビリテーション医療の充実、多職種連携による医療の提供 等）

○ 障害児・障害者の福祉の充実

- 療育支援の充実（多職種によるカンファレンスの実施、在宅障害児等の家族に対する支援 等）
- 自立訓練の充実（病院部門との連携強化による訓練効果の向上、利用者の就労支援の強化 等）

○ 人材の確保と育成

- 職員の資質向上（研修委員会（仮称）による一元的な研修管理体制の構築 等）
- 医療従事者の安定的な確保（病院見学会の実施やインターンシップの活用 等）
- 人事管理制度の構築（人材育成やモチベーション向上に資する人事管理制度の構築 等）

○ 地域連携の推進

- 急性期病院や地域の医療機関等との連携の推進（地域医療連携室（仮称）の設置による連絡調整の強化 等）
- リハビリテーション医療及び福祉に係る地域支援ネットワークの強化（県内の関係機関等を対象としたリハビリテーションに関する出前講座の開催 等）

○ 地域医療・福祉への貢献

- 医療・福祉関係者の資質向上に係る支援（医療系大学や養成校からの実習生や研修生の積極的な受入れ 等）
- 一次予防に係る地域の取組への支援（ロコモティブシンドロームに関するイベントへの積極的な参加 等）

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 経営企画室（仮称）の設置

- 障害児・障害者に係る政策的な医療や福祉等に対する適切なコスト管理等を行うための診療科目別、部門別原価計算の実施 等

第4 予算、収支計画及び資金計画 外

- 中期目標期間を累計した経常収支比率100%以上 等

(参考)中期計画指標候補一覧

(第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置)

中項目	指標	H28実績
1 質の高い医療の提供	リハビリテーション実施単位数(単位) ※	140,603
	発達障害外来受診者数(人) ※	5,756
	整形外科手術の実施人数(人) ※	21
	重症患者の受入れ割合(%) ※	22.6%
2 安全で安心な医療の提供	感染管理認定看護師数(人) ※	0
3 患者・県民等の視点に立った医療の提供	退院前在宅訪問指導(家屋調査)件数(件) ※	70
	患者満足度割合(%) ※	78.7%
4 障害児・障害者の福祉の充実	児童発達支援事業所等を対象とした研修実施回数(回)	14
	こども療育センター短期入所契約者数(人)	39
	自立訓練終了後に一般就労等に移行した利用者数(人)	4
5 人材の確保と育成	職員満足度割合(仕事のやりがい)(%)	68.4%
6 地域連携の推進	逆紹介率(%)	48.9%
	出前講座の実施回数(回) ※	20
7 地域医療・福祉への貢献	療法士の実習生受入れ人数(人) ※	295
	児童発達支援事業所等を対象とした研修実施回数(回)【再掲】	14
	こども療育センター短期入所契約者数(人)【再掲】	39

(注) ※の指標は、とちぎリハビリテーションセンター病院部門経営改革プラン[第3次]の指標と同じもの

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター

中期計画素案

前文

栃木県立リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）は、心身に障害のある乳幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の県民に対しライフステージに応じた専門的なリハビリテーションを総合的に提供するなど、心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進するための医療と福祉の複合施設として重要な役割を担っている。

栃木県知事から指示された中期目標では、リハセンターは、質の高い総合的なリハビリテーションを安定的に提供するとともに、県内における医療及び福祉の向上を図るなど、公的使命を果たしながら心身に障害のある県民の自立と社会参加の促進に寄与するよう求められている。

リハセンターは、この中期目標を踏まえ、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な運営を行うことにより、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立させていかなければならない。

こうした観点から、ここに中期計画を定め、この計画のもと、役員はもとより、職員全員が経営参画意識の向上を図りながら、共通の方向性を持って業務に当たるとともに一体感のある運営を行い、心身に障害のある県民から最も頼りにされる病院・施設を目指す。

第 1 中期計画の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第 2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

リハセンターにおいては、医療と福祉が一体となった複合施設の特長を活かし、乳幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対して、多職種連携による専門的なリハビリテーション医療を提供するとともに、医療、社会、教育、職業といった各分野の関係機関と連携を図りながら、総合的なリハビリテーションを提供する。

1 質の高い医療の提供

(1) 専門的な医療の提供

心身に障害のある乳幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の患者が必要なリハビリテーション医療を受けられるよう、リハビリテーションの専門病院として、以下のとおり、専門的な医療を提供する。

ア 専門的な回復期リハビリテーション医療の提供

- ・ 脳卒中、脳外傷、骨折等による運動障害、高次脳機能障害、失語症等のある回復期の患者に対し、医師、看護師、療法士、薬剤師、管理栄養士、心理職等の多職種のチームによる医学的・社会的・心理的アプローチを通じて、専門的かつ集中的なリハビリテーション医療を提供する。
- ・ FIM（機能的自立度評価表）の点数の低い重症患者を積極的に受け入れ、専門的なリハビリテーション医療を提供する。
- ・ VF/VE（嚥下造影検査・嚥下内視鏡検査）等を活用して、経管栄養や胃瘻設置の患者に経口摂取を目指したリハビリテーション医療を提供する。

イ 障害児・障害者に対する専門医療の提供

- ・ 肢体不自由児や発達障害児等に対し、施設部門（こども療育センター・こども発達支援センター）をはじめ、栃木県障害者総合相談所（仮称）や相談支援事業所、特別支援学校と連携して、相談から診療、療育、教育に至る一貫した総合的なリハビリテーションを提供する。

- ・ 幼児期の発達障害児に対し、個々の発達状態を定期的に評価し、それぞれの発達状態に応じて感覚統合療法、言語聴覚療法、心理療法を実施するなど、専門的なリハビリテーション医療を集中的に提供する。
- ・ 病院部門と施設部門（こども療育センター・こども発達支援センター）が連携・協力し、自閉スペクトラム症、注意欠如多動性障害（ADHD）、脳性麻痺等の障害児に対し、専門的かつ継続的なリハビリテーション医療を提供する。
- ・ 病院部門と施設部門（こども療育センター・こども発達支援センター）が連携・協力し、保護者が、障害のある子及びその兄弟への適切な関わり方や日常生活の中で実施できる訓練等を学ぶことができるよう、家庭や地域における療育を支援する。
- ・ 脳性麻痺、小児運動器疾患等の障害児・障害者に対し、整形外科手術を実施する。
- ・ 介護保険制度の適用外となる脳性麻痺、脳外傷、脊髄損傷、上肢・下肢の切断等の患者に対し、リハビリテーションの効果を高められるよう、継続的に外来リハビリテーション医療を提供する。

（２）医療機能の充実

リハセンターに求められる質の高い医療を継続して提供できるよう、以下のとおり、医療機能の充実を図る。

ア 回復期リハビリテーション医療の充実

- ・ 急性期病院との連携を強化し、回復期リハビリテーション医療の対象となる患者を受け入れる。
- ・ 回復期リハビリテーション病棟を中心に、365日間、一人ひとりの患者に対し、質の高いリハビリテーション医療を集中的に提供する。

- ・ 県内の回復期の医療需要増に適切に対応するため、回復期リハビリテーション病棟を増床（40 床）するとともに、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 の施設基準に適合する体制整備を目指すなど、合併症等で看護必要度の高い患者も積極的に受け入れる。

イ 多職種連携による医療の提供

- ・ 多職種によるカンファレンスを定期的を実施し、患者に関する情報の共有化や治療目標の統一化等により、患者一人ひとりの視点に立った医療を充実する。
- ・ 褥瘡対策委員会の運営等を通じて、患者の皮膚や栄養の状態の評価、褥瘡の防止や改善に向けた取組を推進するとともに、NST（栄養サポートチーム）の設置について検討を進める。
- ・ 嚥下の困難な患者に対する錠剤の粉碎等、個々の患者の状態に応じた調剤を行うとともに、薬剤師による病棟での服薬指導を充実する。
- ・ 病棟での口腔衛生指導等、歯科医師や歯科衛生士による指導を充実し、入院患者等の口腔衛生の向上に努める。
- ・ 認定看護師の専門性等を活用するなどして、質の高い看護ケアの提供に取り組む。

(3) 先進的なリハビリテーション医療の提供

ボツリヌス療法等の新たな療法に積極的に取り組むとともに、ロボットスーツ等、先進的なリハビリテーション医療技術の導入について継続的に研究を進める。

(4) リハビリテーションに関する調査研究等の推進

県立病院・施設として、質の高い医療等を継続して提供していけるよう、以下のとおり、リハビリテーションに関する調査研究等を推進する。

- ア リハセンターが有するノウハウ及び医療現場のニーズを県内のヘルスケア産業等に情報提供するなど、患者や家族が望む新たな医療機器の製品開発等に貢献する。

イ リハビリテーションに関する研修会や学会等に職員を積極的に参加させるとともに、リハセンター内における研修会や事例研究等を計画的に実施し、職員の専門的知識及び技能の向上を図る。

【目標とする指標】

- ・リハビリテーション実施単位数
- ・発達障害外来受診者数
- ・整形外科手術の実施人数
- ・重症患者の受入れ割合

2 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策を推進する。

ア 医療安全管理者を中心とした、インシデント・アクシデントレポートの収集・分析、再発防止策の立案・実施・評価等により、医療安全対策の推進を図る。

イ 全職員（委託業者を含む。）を対象とした医療安全対策研修会を年2回以上開催するなど、全職員で医療安全に関する情報の共有化に努め、医療事故の発生防止を図る。

ウ 電子カルテシステム導入に合わせてインシデントレポートシステムを更新し、事例分析を容易にすることで、事故の発生防止を図る。

エ 職員一人ひとりの医療安全に関する意識向上を図るため、「医療安全推進週間」において、病院をあげて組織的な取組を積極的に行う。

(2) 院内感染防止対策の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、院内感染防止対策を推進する。

ア ICT（感染防止対策チーム）等による定期的な巡視や病棟等の安全や衛生状況の確認を行うとともに、改善指導等を強化し、発生動向を監視する。

また、塩素系消毒剤の通年利用等により、院内感染の発生を防止する。

イ 全職員（委託業者を含む。）を対象とした感染対策研修会を年2回以上開催するなど、職員の感染防止に係る理解の促進を図る。

ウ 定期的に感染対策委員会を開催し、院内感染予防を充実させるとともに、感染防止対策が充実している外部の医療機関との連携体制を強化する。

また、毎月、感染情報レポートを作成し、全職員で院内感染防止に関する情報の共有化を図る。

（3）医療機器、医薬品等の安全管理の推進

安全な医療を提供するため、以下のとおり、医療機器、医薬品等の安全管理を推進する。

ア 医療機器安全管理責任者の下、医療機器の保守管理計画を策定し、適切な保守点検や計画的な機器更新、職員に対する機器操作方法の教育を行うなど、医療機器の性能維持と安全性の確保を図る。

イ 医薬品の保管・使用に関する研修会の開催等を通じて、医薬品の安全管理、適正使用の推進を図る。

ウ 手術時における安全・安心な輸血を実施するため、手術・輸血療法委員会の開催による輸血療法の適応や血液製剤の選択に関する検討等により、輸血製剤の適正使用の推進を図る。

【目標とする指標】

- ・感染管理認定看護師数

3 患者・県民等の視点に立った医療の提供

(1) 患者や家族等への医療サービスの充実

患者や家族等への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。

- ア 患者や家族に対し、リハビリテーションの目標とその達成状況、併存疾患の治療状況等について、必要な情報を分かりやすい言葉で説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントの徹底を図る。
- イ 患者や家族からの相談については、地域医療連携室（仮称）を窓口として主治医や多職種の医療従事者が連携して、丁寧で一貫性のある対応を図る。
- ウ 診療内容、食事、院内設備及び職員の対応等に関する利用者満足度調査を実施し、リハセンターの運営改善や更なる職員の意識の向上を図る。
- エ 入院患者の在宅生活や在宅療養を支援するため、家族に対し、患者の状態把握のためのリハビリテーション見学を勧めるとともに、療法士等による退院前在宅訪問指導（家屋調査）を実施し、住宅改修や家庭でのADL（日常生活動作）についての指導・助言を行う。
- オ 患者や家族に対する相談を充実させるため、認定看護師等を活用した相談体制の構築について検討する。

(2) リハビリテーション医療等に関する情報提供

県民のリハビリテーション医療等に対する理解を促進するため、以下のとおり、リハビリテーション医療等に関する積極的な情報提供を行う。

- ア ホームページや広報誌を活用して、リハセンターが提供する医療・福祉サービスの内容、調査研究の成果等について積極的に情報発信を行う。
- イ 医療制度や障害者総合支援制度等、国及び地方の施策や民間団体の取組等に関する情報発信を行う。

(3) 地域に開かれた病院運営

県民サービスの向上を図るため、以下の取組を実施する。

- ア 運営協議会等を通じて、外部の意見を幅広く聴取し、リハセンターの効果的かつ効率的な運営に反映させる。
- イ 公開セミナー等地域住民が気軽に参加できる行事を開催し、地域住民等に開かれた病院を目指す。
- ウ 患者や施設利用者に対する受付案内等のボランティアを受け入れるとともに、職員による社会貢献活動を推進することにより、地域との交流を図る。

【目標とする指標】

- ・ 退院前在宅訪問指導（家屋調査）件数
- ・ 患者満足度割合

4 障害児・障害者の福祉の充実

(1) 療育支援の充実

肢体不自由児や発達障害児等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、以下のとおり、こども発達支援センター及びこども療育センターにおける療育支援の充実を図る。

- ア 個別支援計画の立案、実践及び評価に当たり、保護者との面接や懇談会を通して要望や意見を把握する。
- イ 多職種によるカンファレンス（評価会議）を実施し、訓練効果の向上を図る。
- ウ こども発達支援センターの退所児童に対し、外来診療を通して発達状態に応じた適切なリハビリテーションを提供する。
- エ こども療育センターにおいて、在宅障害児等の家族に対する支援（レスパイト）を強化するため、短期入所事業や日中一時支援事業で肢体不自由児や医療的ケア児を積極的に受け入れる。

(2) 自立訓練の充実

肢体不自由者や高次脳機能障害者等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、以下のとおり、障害者自立訓練センター（仮称）における自立訓練の充実を図る。

- ア 個別支援計画の立案、実践及び評価に当たり、利用者の希望を踏まえるとともに、医療従事者の意見を反映させる等、病院部門との連携を強化し、訓練効果の向上を図る。
- イ 利用者の日常生活能力及び社会生活能力を向上させるため、医療従事者と生活支援員が連携し、施設内外の様々な場面を活用した訓練を行う。
- ウ 利用者や家族が訓練目標を明確に持ち、訓練に対するモチベーションを維持・向上できるように、心理面談の充実を図るとともに、新たに家族会を開催する。
- エ 失語症や構音障害を有する者に対する言語聴覚療法による訓練や、高次脳機能障害を有する者に対する認知リハビリテーション等を実施する。
- オ 病院部門の医療従事者と連携して就労特性の評価を実施するとともに、外部の就労支援機関の利用を促進するなど、利用者に対する就労支援を強化する。

(3) 病院部門と施設部門が一体となったサービスの提供

病院部門と施設部門が一体となったサービスが提供できるよう、以下の取組を実施する。

- ア 医療と福祉の複合施設という特長を活かした総合的なリハビリテーションが提供できるよう、病院部門と施設部門の間で事例検討会を行い、連携強化を図る。
- イ 患者や利用者のサービス需要に的確に対応するため、部門間の柔軟な人員配置が可能となる体制を確立させる。

【目標とする指標】

- ・ 児童発達支援事業所等を対象とした研修実施回数
- ・ こども療育センター短期入所契約者数
- ・ 自立訓練終了後に一般就労等に移行した利用者数

5 人材の確保と育成

(1) 職員の資質向上

リハセンターに求められる質の高いリハビリテーション医療等を継続的に提供できるよう、以下のとおり、職員の資質向上を図る。

ア 体系的かつ計画的に職員を育成するため、新たに研修委員会（仮称）を設置し、研修計画の策定や個々の職員の能力段階の確認・評価等を行う。

イ 自己学習の促進や育児休暇中の職員の復職支援として、広報誌や研修会資料等による定期的な情報提供を行うとともに、e-ラーニングを活用した研修の実施について検討する。

ウ 認定看護師等の資格取得や専門医等の資質向上のため、関係職員を積極的に学会や研修会に参加させる。

(2) 医療従事者の安定的な確保

病院見学会の実施やインターンシップの活用を積極的に推進するとともに、就職支援担当者との継続的な情報交換等、日頃から医療系大学や養成校との連携に努めるなど、医療従事者の安定的な確保を図る。

また、優れた人材を確保するため、短時間勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。

(3) 人事管理制度の構築

職員の仕事の成果や能力について適正に評価を行い、職員のモチベーションの向上を図り、ひいては職員の能力開発、育成につながるような人事管理制度を構築する。

(4) ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備

休暇取得目標の設定、育児休業や育児短時間勤務の取得支援等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を積極的に推進し、職員が心身ともに健康で働き続けられる職場環境づくりに取り組む。

【目標とする指標】

- ・職員満足度割合

6 地域連携の推進

(1) 急性期病院や地域の医療機関等との連携の推進

リハビリテーション医療を必要とする患者に対し、切れ目のない効果的なリハビリテーション医療が提供できるよう、以下のとおり、病診・病病連携を強化する。

ア 患者に対する切れ目のない効果的なリハビリテーション医療の提供とスムーズな地域移行を支援するために、地域医療連携室(仮称)を設置し、急性期病院や地域の医療機関等との間における入退院や在宅復帰に向けた連絡調整を強化する。

イ 地域医療連携ネットワークシステム(とちまるネット)等、ICT(情報通信技術)を活用し、急性期病院や地域の医療機関等との連携を推進する。

(2) リハビリテーション医療及び福祉に係る地域支援ネットワークの強化

患者や障害児・障害者が、住み慣れた地域において必要なリハビリテーション医療や福祉サービスを受けられるよう、以下のとおり、地域支援ネットワークを強化する。

ア リハビリテーションを必要とする患者が、回復期を経て生活期(在宅復帰・在宅療養)へ至るまで、各段階に応じた効果的なリハビリテーションを受けられるよう、栃木県障害者総合相談所(仮称)、相談支援事業所、市町、医療機関、福祉施設等と地域支援ネットワークの強化を図る。

イ 肢体不自由児や発達障害児等の早期発見を図るため、医療、福祉、教育機関等への支援を強化する。

また、地域の関係機関と支援者会議などにより情報交換を密にし、施設利用者やその家族のニーズにあった円滑な退所調整を行う。

ウ 県内の関係機関等を対象にリハビリテーションに関する出前講座等を開催し、リハセンターの有する知見を地域に還元する。

【目標とする指標】

- ・ 逆紹介率
- ・ 出前講座の実施回数

7 地域医療・福祉への貢献

(1) 医療・福祉関係者の資質向上に係る支援

地域のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、下記のとおり、医療・福祉関係者の資質向上に係る支援を積極的に行う。

ア 新専門医制度の運用開始に向け、基幹施設（病院）とともに専門研修プログラムを作成し、専攻医の積極的な受入れに努める。

イ 看護師、療法士等の医療・福祉従事者について、医療系大学や養成校からの実習生や研修生を積極的に受け入れ、それぞれのレベルに対応した研修実施計画の下、リハセンターの特性を活かした効果的かつ効率的な研修を実施し、専門的な人材育成を支援する。

ウ 乳幼児から高齢者に至る幅広いリハビリテーション医療や発達障害児等に係る療育指導等、地域の関係機関等を対象とする専門研修や「とちリハ病院研修会」、出前講座等を積極的に実施する。

エ 民生委員、児童委員等の地域福祉を担う団体等の視察・調査を積極的に受け入れる。

(2) 一次予防に係る地域の取組への支援

市町や地域の団体が行う疾病予防や介護予防等の一次予防に係る取組に対して、下記のとおり、専門的な立場から積極的に支援する。

ア ロコモティブシンドローム（以下「ロコモ」という。）に関するイベントに積極的に参加するとともに、ロコモ度テスト、ロコモトレーニング等について、インターネット等を通じて情報発信し、広く普及啓発を図る。

イ 講演会（講師）や市町の健康づくり事業、介護予防事業への職員の派遣、ロコモ度テストに係る機材の貸出し等、地域の一次予防に係る取組を支援し、高齢者等の運動器（運動機能）及び口腔等の機能の維持及び向上を図る。

（3）障害児の地域におけるリハビリテーションへの支援

肢体不自由児や発達障害児等が、住み慣れた地域で必要な医療・福祉サービスを利用できるよう、地域の児童発達支援事業所を対象とした地域療育支援事業の実施等により、障害児の地域におけるリハビリテーションへの積極的な支援を図る。

また、こども発達支援センターの退所児童に関し、関係する保育所、幼稚園、相談支援事業所等へ定期的に技術支援を行うとともに、必要に応じて、医療・福祉サービスを提供する事業者への情報提供等を行う。

【目標とする指標】

- ・療法士の実習生受入れ人数
- ・児童発達支援事業所等を対象とした研修実施回数【再掲】
- ・こども療育センター短期入所契約者数【再掲】

8 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理

県民に信頼され、県内医療・福祉機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。

また、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）及び栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号）に基づき、適切な情報管理を行う。

さらに、個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するな

ど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。

9 災害等への対応

県立病院・施設として、下記のとおり、災害等への対応を行う。

ア 被災後、地域の災害拠点病院との連携も視野に入れて、早期に診療機能を回復できるようBCP（業務継続計画）を整備し、被災した状況を想定した訓練及び研修を実施する。

イ 大規模災害が発生した場合に、被災者の日常活動を低下させないためのリハビリテーション専門職による支援や心理的なサポート等を行う
JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）による支援活動等に職員を積極的に派遣する。

ウ リハビリテーション関係団体と協働して研修会等を開催するとともに、県医師会等の関係機関や関係団体が開催する災害を想定した医療救護活動訓練に参加するなど、災害対応における課題や関係機関等との連携体制を強化し、大規模災害発生時の的確な対応に努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を活かし、医療環境の変化等に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行うとともに、職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成するなど、安定的な経営基盤の確立のために経営の改善を図っていく。

1 業務運営体制の確立

安定的な経営基盤を確立するため、ガバナンスを強化するとともに、経営戦略の立案等を担う経営企画室（仮称）を設置し、医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行う。

また、各部署の権限や責任を明確化した実効性のある組織を整備するとともに、複合施設としてのリハセンターの機能を最大限に発揮するため、病院部門・施設部門にまたがる組織横断的な委員会活動等を充実させ、効果的かつ効率的な業務運営を図る。

2 経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営改善推進会議において、経常収支比率や医業収支比率等の主要経営指標を用いた経営分析を定例的に実施するとともに、その結果を所内連絡会議等に報告し、職員の経営参画意識の向上を図る。

また、職員の多様なアイデアを、効果的かつ効率的に業務運営につなげられるよう、業務改善に係る職員提案の制度化について検討する。

3 収入の確保及び費用の削減への取組

(1) 収入の確保対策

収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。

ア リハセンターの規模に見合った医師、療法士等を適正に配置し、リハビリテーション実施単位数の着実な増加を図る。

イ リハセンターのリハビリテーション医療の現況等について定期的に情報提供するなど、急性期病院や整形外科病院との連携を強化し、患者の安定的な確保を図る。

ウ 地域医療連携室（仮称）において、各病棟における退院予定者の的確な管理と入院予定者のスムーズな受入れ等、効果的な病床管理を行い、病床利用率の向上に努める。

エ 診療報酬請求等改善委員会において、レセプトの減額（返戻）等に係る原因や背景について検討し、診療報酬の適正な請求に努める。

また、診療報酬の改定内容等を早期かつ正確に把握して、取得可能な診療報酬項目について施設基準等の達成に取り組む。

オ 回復期の医療需要増への対応や質の高いリハビリテーションの提供により、回復期リハビリテーション病棟入院料1や体制強化加算の算定を目指す。

カ 入院等の際して、患者や家族に診療費の概算額を提示するとともに、医療費に係る公費負担制度や助成制度等について丁寧に説明し、未収金の発生防止を図る。

また、未収金が発生した場合は、電話や家庭訪問による納入（分割納入）の指導を行うとともに、納期限までに納入されない場合は、債権回収会社への委託を検討するなど、督促や催告の措置を講じ、未収金の早期回収を図る。

（2）費用の削減対策

費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。

ア リハセンターで保有しているMRI、骨密度測定装置等の高度医療機器について、地域の医療機関との連携強化及び医療機器の効果的活用の観点から、共同利用について検討する。

イ 医薬品や医療機器の購入に当たっては、事務担当者に加え、医師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師も交渉の場に同席して専門的見地から価格交渉を行う。

また、医薬品の有効性・安全性、供給の安定性等に留意しつつ、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の調剤割合の向上に努め、後発医薬品使用体制加算1の算定を目指すとともに、医薬品費及び患者の経済的負担の軽減を図る。

ウ 医薬品や診療材料について、在庫量が必要最小限のレベルとなるよう、患者ごとの処方及び処方量等を的確に予測するなど、適正管理の徹底を図る。

エ 障害児・障害者に係る政策的な医療や福祉等に対する適切なコスト管理等を行うため、診療科目別、部門別原価計算を実施する。

第4 予算、収支計画及び資金計画

県民が求める専門的なリハビリテーション医療等を安定的に提供していくため、県からの一定の財政負担を受けながら、中期目標期間を累計した経常収支比率を100%以上とする。

また、各年度において経常収支の黒字化を目指す。

1 予算（平成30年度～平成34年度）

精査中

2 収支計画（平成30年度～平成34年度）

精査中

3 資金計画（平成30年度～平成34年度）

精査中

【目標とする指標】

- ・ 経常収支比率
- ・ 医業収支比率

第5 短期借入金の限度額

精査中

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院建物の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。

第9 料金に関する事項

精査中

第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

医療機器について、県民の医療ニーズや医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。

地方独立行政法人栃木県立栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案と中期計画素案との比較

(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案
<p>前文</p> <p>とちぎリハビリテーションセンター(以下「リハセンター」という。)は、これまで心身に障害のある乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の県民に対しライフステージに応じた専門的なリハビリテーションを総合的に提供するなど、心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進するための医療と福祉の複合施設として重要な役割を果たしてきた。</p> <p>一方、近年は、超高齢社会の到来、医療技術の進歩、県民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、県民に対する医療サービスの充実が求められている。</p> <p>また、障害児・障害者の地域社会における共生の実現に向け、日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスの充実も求められている。</p> <p>このようなことから、今後とも公的使命を果たしながら、県民ニーズや新たな課題等に適切かつ迅速に対応するとともに、経営の健全化を図るため、柔軟で弾力的な運営が可能となる地方独立行政法人を設立することとした。</p> <p>この中期目標は、医療・福祉サービスの向上、人材の確保と育成、地域の関係機関との連携、業務運営の改善や効率化など、リハセンターが達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。</p> <p>リハセンターにおいては、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な運営を行うことにより、質の高い総合的なリハビリテーションを安定的に提供するとともに、県内における医療及び福祉の向上を図り、より一層、心身に障害のある県民の自立と社会参加の促進に寄与することを強く求めるものである。</p>	<p>前文</p> <p>栃木県立リハビリテーションセンター(以下「リハセンター」という。)は、心身に障害のある乳幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の県民に対しライフステージに応じた専門的なリハビリテーションを総合的に提供するなど、心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進するための医療と福祉の複合施設として重要な役割を担っている。</p> <p>栃木県知事から指示された中期目標では、リハセンターは、質の高い総合的なリハビリテーションを安定的に提供するとともに、県内における医療及び福祉の向上を図るなど、公的使命を果たしながら心身に障害のある県民の自立と社会参加の促進に寄与するよう求められている。</p> <p>リハセンターは、この中期目標を踏まえ、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な運営を行うことにより、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立させていかなければならない。</p> <p>こうした観点から、ここに中期計画を定め、この計画のもと、役員はもとより、職員全員が経営参画意識の向上を図りながら、共通の方向性を持って業務に当たるとともに一体感のある運営を行い、心身に障害のある県民から最も頼りにされる病院・施設を目指す。</p>
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とすること。</p>	<p>第1 中期計画の期間</p> <p>平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。</p>
<p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>県民の医療ニーズを踏まえて、質の高いリハビリテーション医療を提供するとともに、安全・安心で、患者・県民等の視点に立った医療を推進すること。</p> <p>また、障害児・障害者が地域社会で自立した生活を送ることができるよう、障害児・障害者の福祉の充実を図ること。</p> <p>さらに、県民から求められる役割を十分に果たすため、人材の確保と育成に取り組むほか、県全体のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、地域連携を推進するとともに、地域医療・福祉に貢献すること。</p>	<p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>リハセンターにおいては、医療と福祉が一体となった複合施設の特長を活かし、乳幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対して、多職種連携による専門的なリハビリテーション医療を提供するとともに、医療、社会、教育、職業といった各分野の関係機関と連携を図りながら、総合的なリハビリテーションを提供する。</p>

地方独立行政法人栃木県立栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案と中期計画素案との比較

(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案
<p>1 質の高い医療の提供 (1)専門的な医療の提供 心身に障害のある乳幼児から高齢者に至るまでの幅広い年齢層の患者が必要なリハビリテーション医療を受けられるよう、専門的な回復期リハビリテーション医療や障害児・障害者に対する専門医療など、専門的な医療を提供すること。</p>	<p>1 質の高い医療の提供 (1)専門的な医療の提供 心身に障害のある乳幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の患者が必要なリハビリテーション医療を受けられるよう、リハビリテーションの専門病院として、以下のとおり、専門的な医療を提供する。 ア 専門的な回復期リハビリテーション医療の提供 ・脳卒中、脳外傷、骨折等による運動障害、高次脳機能障害、失語症等のある回復期の患者に対し、医師、看護師、療法士、薬剤師、管理栄養士、心理職等の多職種チームによる医学的・社会的・心理的アプローチを通じて、専門的かつ集中的なリハビリテーション医療を提供する。 ・FIM(機能的自立度評価表)の点数の低い重症患者を積極的に受け入れ、専門的なリハビリテーション医療を提供する。 ・VF/VE(嚥下造影検査・嚥下内視鏡検査)等を活用して、経管栄養や胃瘻設置の患者に経口摂取を目指したリハビリテーション医療を提供する。 イ 障害児・障害者に対する専門的な医療の提供 ・肢体不自由児や発達障害児等に対し、施設部門(こども療育センター・こども発達支援センター)をはじめ、栃木県障害者総合相談所(仮称)や相談支援事業所、特別支援学校と連携して、相談から診療、療育、教育に至る一貫した総合的なリハビリテーションを提供する。 ・幼児期の発達障害児に対し、個々の発達状態を定期的に評価し、それぞれの発達状態に応じて感覚統合療法、言語聴覚療法、心理療法を実施するなど、専門的なリハビリテーション医療を集中的に提供する。 ・病院部門と施設部門(こども療育センター・こども発達支援センター)が連携・協力し、自閉スペクトラム症、注意欠如多動性障害(ADHD)、脳性麻痺等の障害児に対し、専門的かつ継続的なリハビリテーション医療を提供する。 ・病院部門と施設部門(こども療育センター・こども発達支援センター)が連携・協力し、保護者が、障害のある子及びその兄弟への適切な関わり方や日常生活の中で実施できる訓練等を学ぶことができるよう、家庭や地域における療育を支援する。 ・脳性麻痺、小児運動器疾患等の障害児・障害者に対し、整形外科手術を実施する。 ・介護保険制度の適用外となる脳性麻痺、脳外傷、脊髄損傷、上肢・下肢の切断等の患者に対し、リハビリテーションの効果が高められるよう、継続的に外来リハビリテーション医療を提供する。</p>
<p>(2)医療機能の充実 リハセンターに求められる質の高い医療を継続して提供できるよう、回復期リハビリテーション医療の充実や多職種の連携による医療の提供など、医療機能を充実させること。</p>	<p>(2)医療機能の充実 リハセンターに求められる質の高い医療を継続して提供できるよう、以下のとおり、医療機能の充実を図る。 ア 回復期リハビリテーション医療の充実 ・急性期病院との連携を強化し、回復期リハビリテーション医療の対象となる患者を受け入れる。 ・回復期リハビリテーション病棟を中心に、365日間、一人ひとりの患者に対し、質の高いリハビリテーション医療を集中的に提供する。 ・県内の回復期の医療需要増に適切に対応するため、回復期リハビリテーション病棟を増床(40床)するとともに、回復期リハビリテーション病棟入院料1の施設基準に適合する体制整備を目指すなど、合併症等で看護必要度の高い患者も積極的に受け入れる。 イ 多職種の連携による医療の提供 ・多職種によるカンファレンスを定期的を実施し、患者に関する情報の共有化や治療目標の統一化等により、患者一人ひとりの視点に立った医療を充実する。 ・褥瘡対策委員会の運営等を通じて、患者の皮膚や栄養の状態の評価、褥瘡の防止や改善に向けた取組を推進するとともに、NST(栄養サポートチーム)の設置について検討を進める。 ・嚥下の困難な患者に対する錠剤の粉碎等、個々の患者の状態に応じた調剤を行うとともに、薬剤師による病棟での服薬指導を充実する。 ・病棟での口腔衛生指導等、歯科医師や歯科衛生士による指導を充実し、入院患者等の口腔衛生の向上に努める。 ・認定看護師の専門性等を活用するなどして、質の高い看護ケアの提供に取り組む。</p>

地方独立行政法人栃木県立栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案と中期計画素案との比較

(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案
<p>(3)先進的なリハビリテーション医療の提供 新たな療法に積極的に取り組むなど、先進的なリハビリテーション医療を提供すること。</p>	<p>(3)先進的なリハビリテーション医療の提供 ボツリヌス療法等の新たな療法に積極的に取り組むとともに、ロボットスーツ等、先進的なリハビリテーション医療技術の導入について継続的に研究を進める。</p>
<p>(4)リハビリテーションに関する調査研究等の推進 県立病院・施設として、質の高い医療等を継続して提供していけるよう、積極的にリハビリテーションに関する調査研究等を推進すること。</p>	<p>(4)リハビリテーションに関する調査研究等の推進 県立病院・施設として、質の高い医療等を継続して提供していけるよう、以下のとおり、リハビリテーションに関する調査研究等を推進する。 ア リハセンターが有するノウハウ及び医療現場のニーズを県内のヘルスケア産業等に情報提供するなど、患者や家族が望む新たな医療機器の製品開発等に貢献する。 イ リハビリテーションに関する研修会や学会等に職員を積極的に参加させるとともに、リハセンター内における研修会や事例研究等を計画的に実施し、職員の専門的知識及び技能の向上を図る。</p>
	<p>【目標とする指標】(1 質の高い医療の提供) ・リハビリテーション実施単位数 ・発達障害外来受診者数 ・整形外科手術の実施人数 ・重症患者の受入れ割合</p>
<p>2 安全で安心な医療の提供 (1)医療安全対策の推進 患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の共有や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進すること。</p>	<p>2 安全で安心な医療の提供 (1)医療安全対策の推進 患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策を推進する。 ア 医療安全管理者を中心とした、インシデント・アクシデントレポートの収集・分析、再発防止策の立案・実施・評価等により、医療安全対策の推進を図る。 イ 全職員(委託業者を含む。)を対象とした医療安全対策研修会を年2回以上開催するなど、全職員で医療安全に関する情報の共有化に努め、医療事故の発生防止を図る。 ウ 電子カルテシステム導入に合わせてインシデントレポートシステムを更新し、事例分析を容易にすることで、事故の発生防止を図る。 エ 職員一人ひとりの医療安全に関する意識向上を図るため、「医療安全推進週間」において、病院をあげて組織的な取組を積極的に行う。</p>
<p>(2)院内感染防止対策の推進 患者が安心して医療を受けられるよう、感染管理体制を充実させるなど、院内感染防止対策を推進すること。</p>	<p>(2)院内感染防止対策の推進 患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、院内感染防止対策を推進する。 ア ICT(感染防止対策チーム)等による定期的な巡視や病棟等の安全や衛生状況の確認を行うとともに、改善指導等を強化し、発生動向を監視する。 また、塩素系消毒剤の通年利用等により、院内感染の発生を防止する。 イ 全職員(委託業者を含む)を対象とした感染対策研修会を年2回以上開催するなど、職員の感染防止に係る理解の促進を図る。 ウ 定期的に感染対策委員会を開催し、院内感染予防を充実させるとともに、感染防止対策が充実している外部の医療機関との連携体制を強化する。 また、毎月、感知情報レポートを作成し、全職員で院内感染防止に関する情報の共有化を図る。</p>

地方独立行政法人栃木県立栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案と中期計画素案との比較

(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案
<p>(3)医療機器、医薬品等の安全管理の推進 安全な医療を提供するため、医療機器の品質管理を徹底するなど、医療機器や医薬品等の安全管理を推進すること。</p>	<p>(3)医療機器、医薬品等の安全管理の推進 安全な医療を提供するため、以下のとおり、医療機器、医薬品等の安全管理を推進する。 ア 医療機器安全管理責任者の下、医療機器の保守管理計画を策定し、適切な保守点検や計画的な機器更新、職員に対する機器操作方法の教育を行うなど、医療機器の性能維持と安全性の確保を図る。 イ 医薬品の保管・使用に関する研修会の開催等を通じて、医薬品の安全管理、適正使用の推進を図る。 ウ 手術時における安全・安心な輸血を実施するため、手術・輸血療法委員会の開催による輸血療法の適応や血液製剤の選択に関する検討等により、輸血製剤の適正使用の推進を図る。</p>
	<p>【目標とする指標】(2)安全で安心な医療の提供 ・感染管理認定看護師数</p>
<p>3 患者・県民等の視点に立った医療の提供 (1)患者や家族等への医療サービスの充実 患者や家族等に対し必要な情報を分かりやすく説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントの徹底を図るなど、患者や家族等への医療サービスを充実させること。</p>	<p>3 患者・県民等の視点に立った医療の提供 (1)患者や家族等への医療サービスの充実 患者や家族等への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。 ア 患者や家族に対し、リハビリテーションの目標とその達成状況、併存疾患の治療状況等について、必要な情報を分かりやすい言葉で説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントの徹底を図る。 イ 患者や家族からの相談については、地域医療連携室(仮称)を窓口として主治医や多職種の医療従事者が連携して、丁寧で一貫性のある対応を図る。 ウ 診療内容、食事、院内設備及び職員の対応等に関する利用者満足度調査を実施し、リハセンターの運営改善や更なる職員の意識の向上を図る。 エ 入院患者の在宅生活や在宅療養を支援するため、家族に対し、患者の状態把握のためのリハビリテーション見学を勧めるとともに、療法師等による退院前在宅訪問指導(家屋調査)を実施し、住宅改修や家庭でのADL(日常生活動作)についての指導・助言を行う。 オ 患者や家族に対する相談を充実させるため、認定看護師等を活用した相談体制の構築について検討する。</p>
<p>(2)リハビリテーション医療等に関する情報提供 県民のリハビリテーション医療等に対する理解を促進するため、ホームページ等を通じて、リハセンターが提供する医療・福祉サービスの内容等を積極的に情報発信するなど、適切な情報提供を行うこと。</p>	<p>(2)リハビリテーション医療等に関する情報提供 県民のリハビリテーション医療等に対する理解を促進するため、以下のとおり、リハビリテーション医療等に関する積極的な情報提供を行う。 ア ホームページや広報誌を活用して、リハセンターが提供する医療・福祉サービスの内容、調査研究の成果等について積極的に情報発信を行う。 イ 医療制度や障害者総合支援制度等、国及び地方の施策や民間団体の取組等に関する情報発信を行う。</p>
<p>(3)地域に開かれた病院運営 県民サービスの向上を図るため、地域住民との交流の機会の創出や病院ボランティアの受入れなど、地域に開かれた病院運営を目指すこと。</p>	<p>(3)地域に開かれた病院運営 県民サービスの向上を図るため、以下の取組を実施する。 ア 運営協議会等を通じて、外部の意見を幅広く聴取し、リハセンターの効果的かつ効率的な運営に反映させる。 イ 公開セミナー等地域住民が気軽に参加できる行事を開催し、地域住民等に開かれた病院を目指す。 ウ 患者や施設利用者に対する受付案内等のボランティアを受け入れるとともに、職員による社会貢献活動を推進することにより、地域との交流を図る。</p>
	<p>【目標とする指標】(3)患者・県民等の視点に立った医療の提供 ・退院前在宅訪問指導(家屋調査)件数 ・患者満足度割合</p>

地方独立行政法人栃木県立栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案と中期計画素案との比較

(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案
<p>4 障害児・障害者の福祉の充実 (1)療育支援の充実 肢体不自由児や発達障害児等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、各々の発達状態に応じた専門的なリハビリテーションを提供するなど、療育支援を充実させること。</p>	<p>4 障害児・障害者の福祉の充実 (1)療育支援の充実 肢体不自由児や発達障害児等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、以下のとおり、こども発達支援センター及びこども療育センターにおける療育支援の充実を図る。 ア 個別支援計画の立案、実践及び評価に当たり、保護者との面接や懇談会を通して要望や意見を把握する。 イ 多職種によるカンファレンス(評価会議)を実施し、訓練効果の向上を図る。 ウ こども発達支援センターの退所児童に対し、外来診療を通して発達状態に応じた適切なリハビリテーションを提供する。 エ こども療育センターにおいて、在宅障害児等の家族に対する支援(レスパイト)を強化するため、短期入所事業や日中一時支援事業で肢体不自由児や医療的ケア児を積極的に受け入れる。</p>
<p>(2)自立訓練の充実 肢体不自由者や高次脳機能障害者等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、各々の障害に応じた機能訓練や生活訓練を実施するなど、自立訓練を充実させること。</p>	<p>(2)自立訓練の充実 肢体不自由者や高次脳機能障害者等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、以下のとおり、障害者自立訓練センター(仮称)における自立訓練の充実を図る。 ア 個別支援計画の立案、実践及び評価に当たり、利用者の希望を踏まえるとともに、医療従事者の意見を反映させる等、病院部門との連携を強化し、訓練効果の向上を図る。 イ 利用者の日常生活能力及び社会生活能力を向上させるため、医療従事者と生活支援員が連携し、施設内外の様々な場面を活用した訓練を行う。 ウ 利用者や家族が訓練目標を明確に持ち、訓練に対するモチベーションを維持・向上できるように、心理面談の充実を図るとともに、新たに家族会を開催する。 エ 失語症や構音障害を有する者に対する言語聴覚療法による訓練や、高次脳機能障害を有する者に対する認知リハビリテーション等を実施する。 オ 病院部門の医療従事者と連携して就労特性の評価を実施するとともに、外部の就労支援機関の利用を促進するなど、利用者に対する就労支援を強化する。</p>
<p>(3)病院部門と施設部門が一体となったサービスの提供 医療と福祉の複合施設の特長を活かした総合的なリハビリテーションが提供できるよう、病院部門と施設部門の連携強化を図り、一体となったサービス提供体制を確立させること。</p>	<p>(3)病院部門と施設部門が一体となったサービスの提供 病院部門と施設部門が一体となったサービスが提供できるよう、以下の取組を実施する。 ア 医療と福祉の複合施設という特長を活かした総合的なリハビリテーションが提供できるよう、病院部門と施設部門の間で事例検討会を行い、連携強化を図る。 イ 患者や利用者のサービス需要に的確に対応するため、部門間の柔軟な人員配置が可能となる体制を確立させる。</p>
	<p>【目標とする指標】(4 障害児・障害者の福祉の充実) ・児童発達支援事業所等を対象とした研修実施回数 ・こども療育センター短期入所契約者数 ・自立訓練終了後に一般就労等に移行した利用者数</p>

地方独立行政法人栃木県立栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案と中期計画素案との比較

(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案
<p>5 人材の確保と育成 (1)職員の資質向上 リハセンターに求められる質の高いリハビリテーション医療等を継続的に提供できるよう、研修体制を強化するなど、職員の資質向上に努めること。</p>	<p>5 人材の確保と育成 (1)職員の資質向上 リハセンターに求められる質の高いリハビリテーション医療等を継続的に提供できるよう、以下のとおり、職員の資質向上を図る。 ア 体系的かつ計画的に職員を育成するため、新たに研修委員会(仮称)を設置し、研修計画の策定や個々の職員の能力段階の確認・評価等を行う。 イ 自己学習の促進や育児休暇中の職員の復職支援として、広報誌や研修会資料等による定期的な情報提供を行うとともに、e-ラーニングを活用した研修の実施について検討する。 ウ 認定看護師等の資格取得や専門医等の資質向上のため、関係職員を積極的に学会や研修会に参加させる。</p>
<p>(2)医療従事者の安定的な確保 県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者の安定的な確保に努めること。</p>	<p>(2)医療従事者の安定的な確保 病院見学会の実施やインターンシップの活用を積極的に推進するとともに、就職支援担当者との継続的な情報交換等、日頃から医療系大学や養成校との連携に努めるなど、医療従事者の安定的な確保を図る。 また、優れた人材を確保するため、短時間勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。</p>
<p>(3)人事管理制度の構築 職員にとって働きがいのある病院・施設となるよう、人材育成やモチベーションの向上に資するリハセンターに適した人事管理制度の構築に努めること。</p>	<p>(3)人事管理制度の構築 職員の仕事の成果や能力について適正に評価を行い、職員のモチベーションの向上を図り、ひいては職員の能力開発、育成につながるような人事管理制度を構築する。</p>
<p>(4)ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備 職員が安全かつ安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備に努めること。</p>	<p>(4)ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備 休暇取得目標の設定、育児休業や育児短時間勤務の取得支援等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を積極的に推進し、職員が心身ともに健康で働き続けられる職場環境づくりに取り組む。</p>
	<p>【目標とする指標】(5 人材の確保と育成) ・職員満足度割合</p>
<p>6 地域連携の推進 (1)急性期病院や地域の医療機関等との連携の推進 リハビリテーション医療を必要とする患者に対し、切れ目のない効果的なリハビリテーション医療が提供できるよう、地域医療連携ネットワークシステムを活用するなど、急性期病院や地域の医療機関等との連携を推進すること。</p>	<p>6 地域連携の推進 (1)急性期病院や地域の医療機関等との連携の推進 リハビリテーション医療を必要とする患者に対し、切れ目のない効果的なリハビリテーション医療が提供できるよう、以下のとおり、病診・病病連携を強化する。 ア 患者に対する切れ目のない効果的なリハビリテーション医療の提供とスムーズな地域移行を支援するために、地域医療連携室(仮称)を設置し、急性期病院や地域の医療機関等との間における入退院や在宅復帰に向けた連絡調整を強化する。 イ 地域医療連携ネットワークシステム(とちまるネット)等、ICT(情報通信技術)を活用し、急性期病院や地域の医療機関等との連携を推進する。</p>

地方独立行政法人栃木県立栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案と中期計画素案との比較

(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案
<p>(2)リハビリテーション医療及び福祉に係る地域支援ネットワークの強化 患者や障害児・障害者が、住み慣れた地域において必要なリハビリテーション医療や福祉サービスを受けられるよう、地域の医療機関や介護保険事業所、福祉施設等の関係機関との地域支援ネットワークを強化すること。</p>	<p>(2)リハビリテーション医療及び福祉に係る地域支援ネットワークの強化 患者や障害児・障害者が、住み慣れた地域において必要なリハビリテーション医療や福祉サービスを受けられるよう、以下のとおり、地域支援ネットワークを強化する。 ア リハビリテーションを必要とする患者が、回復期を経て生活期(在宅復帰・在宅療養)へ至るまで、各段階に応じた効果的なリハビリテーションを受けられるよう、栃木県障害者総合相談所(仮称)、相談支援事業所、市町、医療機関、福祉施設等と地域支援ネットワークの強化を図る。 イ 肢体不自由児や発達障害児等の早期発見を図るため、医療、福祉、教育機関等への支援を強化する。 また、地域の関係機関と支援者会議などにより情報交換を密にし、施設利用者やその家族のニーズにあった円滑な退所調整を行う。 ウ 県内の関係機関等を対象にリハビリテーションに関する出前講座等を開催し、リハセンターの有する知見を地域に還元する。</p> <p>【目標とする指標】(6 地域連携の推進) ・逆紹介率 ・出前講座の実施回数</p>
<p>7 地域医療・福祉への貢献 (1)医療・福祉関係者の資質向上に係る支援 地域のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、医療・福祉関係者の資質向上に係る支援を積極的に行うこと。</p>	<p>7 地域医療・福祉への貢献 (1)医療・福祉関係者の資質向上に係る支援 地域のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、下記のとおり、医療・福祉関係者の資質向上に係る支援を積極的に行う。 ア 新専門医制度の運用開始に向け、基幹施設(病院)とともに専門研修プログラムを作成し、専攻医の積極的な受入れに努める。 イ 看護師、療法士等の医療・福祉従事者について、医療系大学や養成校からの実習生や研修生を積極的に受け入れ、それぞれのレベルに対応した研修実施計画の下、リハセンターの特性を活かした効果的かつ効率的な研修を実施し、専門的な人材育成を支援する。 ウ 乳幼児から高齢者に至る幅広いリハビリテーション医療や発達障害児等に係る療育指導等、地域の関係機関等を対象とする専門研修や「とちリハ病院研修会」、出前講座等を積極的に実施する。 エ 民生委員、児童委員等の地域福祉を担う団体等の視察・調査を積極的に受け入れる。</p>
<p>(2)二次予防に係る地域の取組への支援 市町や地域の団体が行う疾病予防や介護予防等の一次予防に係る取組に対して、専門的な立場から積極的に支援すること。</p>	<p>(2)二次予防に係る地域の取組への支援 市町や地域の団体が行う疾病予防や介護予防等の一次予防に係る取組に対して、下記のとおり、専門的な立場から積極的に支援する。 ア ロコモティブシンドローム(以下「ロコモ」という。)に関するイベントに積極的に参加するとともに、ロコモ度テスト、ロコモトレーニング等について、インターネット等を通じて情報発信し、広く普及啓発を図る。 イ 講演会(講師)や市町の健康づくり事業、介護予防事業への職員の派遣、ロコモ度テストに係る機材の貸出し等、地域の一次予防に係る取組を支援し、高齢者等の運動器(運動機能)及び口腔等の機能の維持及び向上を図る。</p>
<p>(3)障害児の地域におけるリハビリテーションへの支援 肢体不自由児や発達障害児が、住み慣れた地域で必要な医療・福祉サービスを利用できるよう、地域の療育機関等への指導や助言など、障害児の地域におけるリハビリテーションへの積極的な支援を図ること。</p>	<p>(3)障害児の地域におけるリハビリテーションへの支援 肢体不自由児や発達障害児等が、住み慣れた地域で必要な医療・福祉サービスを利用できるよう、地域の児童発達支援事業所を対象とした地域療育支援事業の実施等により、障害児の地域におけるリハビリテーションへの積極的な支援を図る。 また、こども発達支援センターの退所児童に関し、関係する保育所、幼稚園、相談支援事業所等へ定期的に技術支援を行うとともに、必要に応じて、医療・福祉サービスを提供する事業者への情報提供等を行う。</p>

地方独立行政法人栃木県立栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案と中期計画素案との比較

(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案
	<p>【目標とする指標】(7 地域医療・福祉への貢献)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療法士の実習生受入れ人数 ・児童発達支援事業所等を対象とした研修実施回数【再掲】 ・こども療育センター短期入所契約者数【再掲】
<p>8 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理 県民に信頼され、県内医療・福祉機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。また、情報セキュリティ対策を徹底すること。</p>	<p>8 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理 県民に信頼され、県内医療・福祉機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。 また、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、適切な情報管理を行う。 さらに、個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。</p>
<p>9 災害等への対応 県立病院・施設として、県からの要請又は自らの判断に基づき、災害発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、関係機関との連携を強化すること。 また、災害発生時に患者の安全を確保できるよう対策を講じること。</p>	<p>9 災害等への対応 県立病院・施設として、下記のとおり、災害等への対応を行う。 ア 被災後、地域の災害拠点病院との連携も視野に入れて、早期に診療機能を回復できるようBCP(業務継続計画)を整備し、被災した状況を想定した訓練及び研修を実施する。 イ 大規模災害が発生した場合に、被災者の日常活動を低下させないためのリハビリテーション専門職による支援や心理的なサポート等を行うJRAT(大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会)による支援活動等に職員を積極的に派遣する。 ウ リハビリテーション関係団体と協働して研修会等を開催するとともに、県医師会等の関係機関や関係団体が開催する災害を想定した医療救護活動訓練に参加するなど、災害対応における課題や関係機関等との連携体制を強化し、大規模災害発生時の的確な対応に努める。</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。 また、経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組む、経営の改善を図ること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を活かし、医療環境の変化等に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行うとともに、職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成するなど、安定的な経営基盤の確立のために経営の改善を図っていく。</p>
<p>1 業務運営体制の確立 経営責任の所在の明確化を図り、医療環境の変化に応じて迅速な意思決定を行うこと。 また、医療資源を最大限有効活用できるよう、各部署の権限や責任を明確化した実効性のある組織を整備すること。</p>	<p>1 業務運営体制の確立 安定的な経営基盤を確立するため、ガバナンスを強化するとともに、経営戦略の立案等を担う経営企画室(仮称)を設置し、医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行う。 また、各部署の権限や責任を明確化した実効性のある組織を整備するとともに、複合施設としてのリハセンターの機能を最大限に発揮するため、病院部門・施設部門にまたがる組織横断的な委員会活動等を充実させ、効果的かつ効率的な業務運営を図る。</p>
<p>2 経営参画意識の向上 職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。</p>	<p>2 経営参画意識の向上 職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営改善推進会議において、経常収支比率や医業収支比率等の主要経営指標を用いた経営分析を定例的に実施するとともに、その結果を所内連絡会議等に報告し、職員の経営参画意識の向上を図る。 また、職員の多様なアイデアを、効果的かつ効率的に業務運営につなげられるよう、業務改善に係る職員提案の制度化について検討する。</p>

地方独立行政法人栃木県立栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案と中期計画素案との比較

(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期目標案	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター中期計画素案
<p>3 収入の確保及び費用の削減への取組 (1)収入の確保対策 医師、療法士等の適正配置によるリハビリテーション医療提供体制の充実や急性期病院等との連携等により、患者の安定的な確保に努めること。 また、病床利用率の向上策や診療報酬の精度管理の充実、未収金の発生防止と回収の徹底などにより、収入を確保すること。</p>	<p>3 収入の確保及び費用の削減への取組 (1)収入の確保対策 収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。 ア リハセンターの規模に見合った医師、療法士等を適正に配置し、リハビリテーション実施単位数の着実な増加を図る。 イ リハセンターのリハビリテーション医療の現況等について定期的に情報提供するなど、急性期病院や整形外科病院との連携を強化し、患者の安定的な確保を図る。 ウ 地域医療連携室(仮称)において、各病棟における退院予定者の的確な管理と入院予定者のスムーズな受入れ等、効果的な病床管理を行い、病床利用率の向上に努める。 エ 診療報酬請求等改善委員会において、レセプトの減額(返戻)等に係る原因や背景について検討し、診療報酬の適正な請求に努める。 また、診療報酬の改定内容等を早期かつ正確に把握して、取得可能な診療報酬項目について施設基準等の達成に取り組む。 オ 回復期の医療需要増への対応や質の高いリハビリテーションの提供により、回復期リハビリテーション病棟入院料1や体制強化加算の算定を目指す。 カ 入院等に際して、患者や家族に診療費の概算額を提示するとともに、医療費に係る公費負担制度や助成制度等について丁寧に説明し、未収金の発生防止を図る。 また、未収金が発生した場合は、電話や家庭訪問による納入(分割納入)の指導を行うとともに、納期限までに納入されない場合は、債権回収会社への委託を検討するなど、督促や催告の措置を講じ、未収金の早期回収を図る。</p>
<p>(2)費用の削減対策 適正な在庫管理の徹底、医薬品や診療材料の調達コストの削減、職員全員のコスト意識改革及び原価計算の確立などにより、費用を削減すること。</p>	<p>(2)費用の削減対策 費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。 ア リハセンターで保有しているMRI、骨密度測定装置等の高度医療機器について、地域の医療機関との連携強化及び医療機器の効果的活用の観点から、共同利用について検討する。 イ 医薬品や医療機器の購入に当たっては、事務担当者に加え、医師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師も交渉の場に同席して専門的見地から価格交渉を行う。 また、医薬品の有効性・安全性、供給の安定性等に留意しつつ、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の調剤割合の向上に努め、後発医薬品使用体制加算1の算定を目指すとともに、医薬品費及び患者の経済的負担の軽減を図る。 ウ 医薬品や診療材料について、在庫量が必要最小限のレベルとなるよう、患者ごとの処方及び処方量等を的確に予測するなど、適正管理の徹底を図る。 エ 障害児・障害者に係る政策的な医療や福祉等に対する適切なコスト管理等を行うため、診療科目別、部門別原価計算を実施する。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 県民が求める専門的なりハビリテーション医療等を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療・福祉サービスの質の確保の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 県民が求める専門的なりハビリテーションを安定的に提供していくため、県からの一定の財政負担を受けながら、中期目標期間を累計した経常収支比率を100%以上とする。 また、各年度において経常収支の黒字化を目指す。 【目標とする指標】 ・経常収支比率 ・医業収支比率</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 医療機器について、県民の医療ニーズや医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努めること。</p>	<p>第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置 医療機器について、県民の医療ニーズや医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。</p>

とちぎリハビリテーションセンター独法化を想定したスケジュール

28年度				29年度				30年	
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	4月	
<ul style="list-style-type: none"> ○ リハセンター独法化検討会設置 ○ 法人のビジョン、財務面・人事組織面の考え方の検討開始 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の目標・計画・各種制度（勤務条件など）等の骨子検討開始 ○ 職員説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の目標・計画・各種制度（勤務条件など）等の素案検討開始 ○ 定款、評価委員会条例の上程 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価委員会による目標・計画等の検討開始 	<ul style="list-style-type: none"> 7/10 第1回評価委員会（中期目標の素案の審議） ○ 中期目標素案のパブリック・コメントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 8/7 第1回県立病院経営改革プラン評価委員会（第2次プランの平成28年度取組に対する評価） ※第2回評価委員会を同時開催 ○ 法人の各種制度（勤務条件など）等の詳細検討開始 ○ 職員説明会 	<ul style="list-style-type: none"> 10/31 第3回評価委員会（中期計画の素案の審議） ○ 中期目標に係る議案等の上程 	<ul style="list-style-type: none"> 1/24 第4回評価委員会（中期計画の最終案等の審議） ○ 職員引継ぎ条例等の上程 ○ 設立認可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人設立（目標） ○ 中期計画の認可に係る議案の上程

独法化後の地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターのビジョンについて

法人の設立目的

心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進する。

法人の基本理念

私たちは、診療、訓練、社会参加に至る一貫したリハビリテーションを提供するとともに、地域のリハビリテーション実施機関等への支援に努め、心身に障害のある県民の生活の質の向上と地域生活への移行を促進します。

法人の基本方針

- 1 私たちは、医療と福祉が一体となった複合施設の特長を活かし、乳幼児から高齢者に至るまでのあらゆる年齢層に対して、多職種連携による専門的なリハビリテーションを提供します。
- 2 私たちは、障害者総合相談所とともに、医療、社会、教育、職業といった各分野の関係機関と連携を図りながら、総合的なリハビリテーションを提供します。
- 3 職員一人ひとりの不断の自己研鑽の下、リハビリテーションに関する調査研究を行いながら、法人が有する知見や技術を地域に還元します。
- 4 全ての職員が経営への参画意識を持って、効率的で健全な病院・施設の運営に努めます。

独法化後の法人の重点施策
(県立病院・施設としての主要な役割)

【1 政策医療の充実】

- ①回復期の患者や高次脳機能障害、失語症等の患者に対する専門医療の提供
- ②肢体不自由児・発達障害児等に対する療育支援の実施
- ③重症度の高い患者に対する回復期リハビリテーション医療の提供
- ④リハビリテーションに関する調査研究の実施

など

【2 障害児・障害者の福祉の充実】

- ①肢体不自由児・発達障害児等に対する療育支援の実施【再掲】
- ②肢体不自由者に対する自立訓練(機能訓練)の実施
- ③高次脳機能障害者に対する自立訓練(生活訓練)の実施

など

【3 地域の取組への支援】

- ①リハビリテーション医療・福祉施設関係者の実習受け入れや研修の実施
- ②市町の介護予防事業への支援など、一次予防に係る取組の充実
- ③リハビリテーションに関する調査研究等の情報発信

など

H28年度とちぎリハビリテーションセンター職員満足度調査の実施結果

H29. 10. 31 とちぎリハビリテーションセンター

1 調査の目的

職員の仕事内容や職場に対する満足度を把握し、センター運営や職場環境の改善に役立てる。

2 回答者の属性等（対象職員数：199人、回答数：193人、回答率：97.0%）

(1) 年齢別構成

年代	20代	30代	40代	50代	不明
人数(シェア)	4人(2.1%)	19人(9.8%)	104人(53.9%)	53人(27.5%)	8人(4.1%)

(2) 職種

年代	医師	看護師	療法士	他医療職	保育士	心理職	事務職	不明
人数 (シェア)	7人 (3.6%)	63人 (32.6%)	48人 (24.9%)	15人 (7.8%)	15人 (7.8%)	9人 (4.7%)	29人 (15.0%)	7人 (3.6%)

3 実施期間

平成29年2月8日（水）～平成29年2月14日（火）

4 調査結果

（単位：人 括弧内：％）

項目	いる（肯定） ← → いない（否定）					備考
	5	4	3	2	1	
1 リハセンターに愛着を感じている。	28(14.5)	75(38.9)	72(37.3)	11(5.7)	7(3.6)	
2 仕事にやりがいを感じている。	36(18.7)	96(49.7)	51(26.4)	7(3.6)	3(1.6)	
3 自分の能力は今の仕事に役立っている。	22(11.4)	88(45.6)	71(36.8)	11(5.7)	1(0.5)	
4 昇進や昇給には自分の貢献が反映されている。	10(5.2)	51(26.6)	112(58.3)	12(6.3)	7(3.6)	
5 リハセンターに勤務して自分の能力が向上した。	24(12.4)	104(53.9)	56(29.0)	8(4.1)	1(0.5)	
6 将来自分がどんな仕事をしているかイメージできる。	3(1.6)	41(21.2)	101(52.3)	32(16.6)	16(8.3)	
7 人事評価は公平で納得できる。	8(4.1)	58(30.1)	104(53.9)	19(9.8)	4(2.1)	
8 職場に尊敬できる上司・先輩がいる。	41(21.4)	85(44.3)	53(27.6)	12(6.3)	1(0.5)	
9 仕事で困ったときに相談できる人がいる。	45(23.4)	96(50.0)	39(20.3)	11(5.7)	1(0.5)	
10 職場には自分の意見が素直に言える雰囲気がある。	17(8.9)	87(45.8)	64(33.7)	19(10.0)	3(1.6)	
11 職場はワークライフバランスに配慮されている。	20(10.4)	53(27.5)	75(38.9)	32(16.6)	13(6.7)	
12 能力開発（研修・資格取得）の支援は十分である。	16(8.3)	63(32.6)	83(43.0)	29(15.0)	2(1.0)	
13 他部門・他部署との組織間の連携は十分である。	2(1.0)	41(21.2)	94(48.7)	43(22.3)	13(6.7)	
14 職場内の情報共有やコミュニケーションは十分である。	10(5.2)	76(39.4)	79(40.9)	24(12.4)	4(2.1)	
15 自分の仕事上の目標がはっきりしている。	15(7.8)	73(37.8)	85(44.0)	19(9.8)	1(0.5)	
16 リハセンターの設置目標や業務経営の基本方針を理解している。	9(4.7)	71(37.0)	94(49.0)	14(7.3)	4(2.1)	
17 積極的にリハセンターの運営に参画したいと思う。	8(4.1)	49(25.4)	104(53.9)	25(13.0)	7(3.6)	
18 リハセンターの改革・改善が必要と感じている。	43(22.4)	70(36.5)	71(37.0)	6(3.1)	2(1.0)	
19 全体として、今の職場や仕事に満足している。	9(4.7)	70(36.3)	87(45.1)	21(10.9)	6(3.1)	